

プラスチック資源の一括回収に関するQ&A

質問			回答	
Q 1	ごみ袋への記名はいらないのか。	A 1	市では袋への記名を求めません。独自に地区のルールとして記名を求める場合がありますので、地区のルールに従い、記名を行ってください。	
Q 2	現在、緑の専用袋で環境センターへプラごみを持ちこむ場合は持込手数料が減免となるが、透明な袋で持ち込む場合は、有料か。	A 2	緑の専用袋で持込む場合は減免、透明な袋で持ち込む場合は有料です。	
Q 3	緑の専用袋が無くなるが、どのような袋を使えばよいか。また、色はついていてもよいのか。	A 3	中身の確認できる透明もしくは半透明の袋で45リットルから90リットルのサイズのものをお使いください。色がついていても中身が確認できれば問題ありません。また、透明や半透明であっても他自治体の指定ごみ袋や燃やせるごみの指定袋については、使用することが出来ません。	
Q 4	ごみ袋の個数制限はあるのか。	A 4	プラスチック資源の回収に関しては、個数制限を設けておりません。	
Q 5	マヨネーズ等の汚れのあるものについては、プラスチック資源として出してもよいのか。	A 5	固形物が落ちていればプラスチック資源として出すことが出来ます。汚れがどうしても落とせない場合に限り、可燃ごみとして出してください。	
Q 6	50cmを超えるプラスチック類を細かくすれば、プラスチック資源として出してもよいのか。	A 6	50cm以下となればプラスチック資源として出すことが出来ます。ホースやレインコート等については、束ねて小さくするのではなく、50cm以下に切断してください。	
Q 7	長靴は今まで不燃ごみ（プラスチック）であったが、今後はどのように分別すればよいか。	A 7	プラスチック製のものであり、固形物がきれいに洗えているものはプラスチック資源に分別してください。シリコン製やゴム製のものは、可燃ごみです。	
Q 8	緑の専用袋は引き続き使用可能か。	A 8	使用可能です。	
Q 9	50cmを超えるプラスチック類については、どのように分別すればよいか。	A 9	切断などにより50cm以下にすることができないプラスチック類は、不燃ごみの「ガラス・その他」に分別してください。袋に入れずそのまま出していただいて構いません。（1m以上のものは環境センターへ持込みとなります。）	

Q	10	肥料袋やマルチ等はどのように分別すればよいか。	A	10	家庭菜園で（家庭で消費する農作物用に）使用した肥料袋やマルチ等については、固形物が落ちていればプラスチック資源として収集します。汚れているものについては可燃ごみで出してください。また、出荷する作物に（事業用として）使用した肥料袋やマルチ等については、産業廃棄物となりますので、収集できません。
Q	11	プラスチック製品に別の素材が付属している場合はどのように分別すればよいか。	A	11	おおむね80%以上がプラスチック類であればプラスチック資源に分別してください。素材ごとに分解が可能であれば分解していただけるとリサイクル率の向上につながります。
Q	12	ビニール傘はどのように分別すればよいか。	A	12	大部分が金属であるため、不燃ごみの金属として分別してください。
Q	13	スマートフォン、ハンディファン、加熱式たばこなどはどのように分別すればよいか。	A	13	スマートフォン、ハンディファン、加熱式たばこ、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、電気かみそり、電動工具、電動式のおもちゃ、作業服用ファンなど、リチウム蓄電池等を内蔵していて取り外すことができない製品は、「有害ごみ」に分別してください。絶対に「プラスチック資源」には分別しないでください（ごみ収集車や処理施設での火災事故の原因となるため。）。